

日本高度実践看護学会 編集委員会細則

(設置と目的)

第1条 一般社団法人日本高度実践看護学会に、学会誌の編集活動を目的とした編集委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 本委員会は委員長1名、副委員長1名、委員6名程度をもって構成する。

- 2 委員長は、理事の中から、理事長が委嘱する。
- 3 委員は、正会員の中から、委員長の指名により、理事会の議を経て代表が委嘱する。
- 4 副委員長は、次のいずれかの方法により選任する。
 - 一 理事の中から、理事長が指名する場合
 - 二 前号による指名がない場合は、委員会委員の中から委員長が指名し、理事長が承認する場合

(職務)

第3条 委員長は、委員会を統括し、学会誌編集と論文投稿促進に関する責務を担う。

- 2 委員は学会誌編集と論文投稿促進に関する実務を分担する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。また、委員長の指示に基づき、委員会の運営に関する事項を分担することができる。

(任期)

第4条 委員長、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、2任期を上限とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し議長を務める。

- 2 委員長は必要と認める場合、電子メール等による会議を開催することができる。
- 3 委員長は必要と認める場合、委員会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(所掌事項)

第6条 委員会は学会誌編集に係わる次の事項を審議し、その実務にあたる。

- 1 日本高度実践看護学会誌の編集活動
- 2 日本高度実践看護学会誌への論文投稿促進
- 3 投稿規定等の策定、ならびに改廃に関する事
- 4 その他、委員会あるいは理事会が必要と認めた事項

(改廃)

第7条 本細則の改廃は、編集委員会及び理事会の承認を経て行う。

(附則)

- 1 この細則は令和7年10月19日から施行する。
- 2 この細則は令和7年12月14日に一部改正する。